

法 学 号 外  
平成 30 年 1 月 26 日

各 私 立 学 校 長  
 (高・特)  
高等課程を置く各私立専修学校長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金」について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。  
なお、申込みを希望する場合には、平成 30 年 2 月 16 日（金）午後 4 時までに岩手県  
教育委員会事務局学校教育課宛て直接申し込み願います。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

教学第 1078 号

平成 30 年 1 月 26 日

法務学事課私学・情報公開課長 様

学校教育課学力向上担当課長

「国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金」について

このことについて、別添（写）のとおり、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。つきましては、貴課所管の関係高等学校への周知について、よろしくお願ひいたします。

なお、申込みを希望する場合は、下記により各学校から当課あて直接回答するよう併せて周知をお願ひいたします。

記

1 送付文書

- (1) 「国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金」について（写）
- (2) 平成 30 年度 高校生の留学促進事業・グローバル人材育成の基盤形成事業（うち「グローバル語り部」の派遣及び留学フェア等の開催）公募要領
- (3) 平成 30 年度 高校生の留学促進事業プログラム計画書及び記入例（別紙様式 1）

2 回答方法

高校生の留学促進事業の申込希望がある場合は、平成 30 年度 高校生の留学促進事業プログラム計画書（別紙様式 1）を作成の上、下記担当までメール提出願ひます。

3 回答期限

平成 30 年 2 月 16 日（金）午後 4 時まで



担当

学力向上担当 主任主査 那須川幸春

TEL 019-629-6147 FAX 019-629-6144

E-mail: nasukawa-yukiharu@pref.iwate.jp



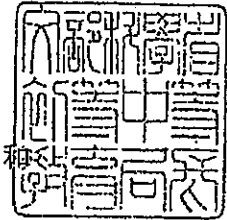
29 文科初第 1295 号

平成 30 年 1 月 12 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

高橋 道 穂



(印影印刷)

「国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金」について（通知）

グローバル化が加速する社会経済の中にあつては、初等中等教育段階から、異文化体験や同世代の外国人との相互コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた国際的に活躍できる人材の育成が必要であり、文部科学省では、高校生の留学・国際交流を推進するため、別添のとおり、各都道府県を実施主体（異文化理解ステップアップ事業を除く）として「国際文化交流促進費補助金（高校生国際交流促進費）補助金交付要綱」、「取扱要領」、「公募要領」を定め、平成 30 年 1 月 12 日から募集を開始するので通知します。

平成 30 年度本事業の主な変更点は以下の 3 点になります。

(高校生の留学促進事業について)

- ・申請要件：語学留学だけでなく、実地研修やインターンシップ、スポーツ分野、芸術分野、ボランティア活動なども対象とする。【3 (1) ② (ii) ウ】
- ・評価の観点：国費による留学生としての高い目的意識を醸成する取組が適切に行われている点を追加。【3 (1) ② (iv) ア】
- ・評価の観点：各都道府県において、高校生の留学促進及び子供たちの国際的視野の涵養に関する独自の取組が行われている点を追加。【3 (1) ② (iv) ウ】

なお、平成 30 年度より、海外情勢等により予定していた渡航が困難になった場合や必要な生徒数が集まらなかった場合など、やむを得ない理由によりプログラムを変更せざるを得ない場合には、他の類似のプログラムへ支給対象を変更できることといたします。

【本件担当】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省初等中等教育局国際教育課

国際理解教育係（柁木）

TEL: 03 (5253) 4111 (内線 3135)、FAX: 03 (6734) 3738

E-mail: kouryu@next.go.jp



平成30年度 高校生の留学促進事業  
・グローバル人材育成の基盤形成事業  
(うち「グローバル語り部」の派遣及び留学フェア等の開催)  
公募要領

平成30年 1月12日

1. 事業の背景・目的

グローバル化が加速する社会の中にあっては、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた国際的に活躍できるグローバル人材を我が国で継続的に育てていくことが必要である。

本事業は、初等中等教育段階から、異文化体験や同世代の外国人との相互コミュニケーション、学校教育における国際交流等を通じて、多様な価値観に触れる機会を確保することにより、子供たちに国際的な視野を持たせるとともに、自らが主体的に行動できるようなグローバル人材を形成する取組を推進することを目的としている。

2. 事業名及び事業の実施主体

事業名及び事業の実施主体（補助事業者）は、以下のとおりとする。

なお、事業の業務の全てを直接執行することが困難な場合、その全部又は一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合であっても、その業務遂行に係る責は補助事業者に帰すものとする。

事業名		事業の実施主体 (補助事業者)
(1) 高校生の留学促進事業		都道府県
(2) グローバル人材育成の 基盤形成事業	・「グローバル語り部」 の派遣 ・留学フェア等の開催	都道府県
	・異文化理解ステップア ップ事業※	民間団体

※ 別の公募要領にて対応

3. 事業の内容

(1) 高校生の留学促進事業

①対象

学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する短期の海外派遣プログラム（以下「プログラム」という。）に学校教育活動の一環として参加する生徒を対象に、都道府県を通じて支援する。

なお、派遣しようとする学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等において派遣前の語学学習や目標設定、オリエンテーション及び帰国後のフォローアップを十分に行うことを条件とし、学校単位での応募を原則とする。

## ②支援対象となるプログラム

### (i) 出発時期

平成30年度に出発するプログラムを対象とする。

### (ii) 申請要件、生徒の範囲

申請に当たっては、以下の全ての要件を満たしていること。

ア 国公立の高等学校、中等教育学校（3～6年次（※）、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在籍していること。

イ 派遣期間中、域内に所在地を有する高等学校等において、当該学校に在籍していること。

ウ 学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催するプログラムに、学校教育活動の一環として参加するもの。なお、語学留学だけでなく、実地研修やインターシップ、スポーツ分野、芸術分野、ボランティア活動なども対象とする。

エ 派遣前の語学学習や課題設定、オリエンテーション及び帰国後のフォローアップが、教育委員会あるいは学校において十分に行われるもの。

オ プログラム実施期間が、原則2週間以上1年未満の計画であるもの。

カ 派遣に係る留学支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けた生徒について、学校としてフォローアップのための追跡調査に協力できる体制にあるもの。

※ 中等教育学校の第3学年に在籍している生徒を対象とする場合は、以下の条件を満たしていること

- ・ 派遣期間中に当該学校の後期課程に在籍見込みであること
- ・ 当該学校長によって4年次の派遣が許可されていること（見込みも含む）

### (iii) 申請上の制限

- ・ 1プログラムにおける支援金の支給割当人数は、概ね20人以内とする。

※ 採択後、派遣人数の大幅減など、当初計画から大きく変更が出る場合は、次年度の採択人数を減ずることがある。

### (iv) 評価の観点

#### ア 内容

- ・ 達成すべき目標が明確かつ適正に設定されている。
- ・ 派遣前の学習や、国費による留学生としての高い目的意識を醸成する取組が適切に行われている。
- ・ 生徒のコミュニケーション能力、課題解決能力、専門性等を向上させる内容のプログラムとなっている。

#### イ 実施体制

- ・ 安全な実施に向けての生徒・保護者向け説明会や業者等との打合せが適切に行われている。
- ・ 派遣生に対する現地での支援体制が整備されている。
- ・ 派遣生に対する危機管理体制が確立されている。
- ・ プログラムの実施に携わる教職員が知見（語学力や過去に留学経験等）を有している。

ウ フォローアップ・成果検証の実施等

- ・ 派遣生の派遣前と派遣後の意識の変化や能力の向上等の派遣効果を適切に把握する計画となっている。また、派遣生と一般の生徒との比較調査等、プログラムの成果検証のための手立てが具体的に計画されている。
- ・ 各都道府県において、高校生の留学促進及び子供たちの国際的視野の涵養に関する独自の取組が進められている。
- ・ 各都道府県で実施する留学フェア、実施報告会やシンポジウム等により、プログラムの成果を学内はじめ域内学校等に対して波及させる計画となっている。
- ・ 文部科学省が実施する各種調査への協力体制が構築されている。

③支援人数・内容等

(i) 支援人数

1,500人

(ii) 支援内容

1人当たり6万円の支援金を都道府県を通じて支給する。ただし、他の民間団体等からプログラム参加のための奨学金等の支給を受ける場合は、支援金を減額又は支給しないことがある。申請する学校は、都道府県に対してその旨、申告すること。

(iii) 支給方法

支援金の支給は、都道府県を通じて行う。

(iv) 支給対象者の選考

各プログラムに割り当てられた支援金支給人数について、下記(v)に掲げる資格及び要件を確認の上、選考を行い、プログラム開始の1か月前までに支援金対象者を都道府県に対して報告すること。

(v) 支給対象者の資格及び要件

本制度の支給対象となる者は、在籍学校の正規の課程に卒業を目的として在籍し、学校が実施するプログラムに参加する者で、次に掲げる要件を満たす者とする。

○ 学業成績が優秀で人物等に優れており、選考時の学習成績や人物評価が次に定める基準に合致する者

a) 成績要件：全体の評定平均値が3.5(7.0)以上、かつ、外国語科目の評定値が4.0(8.0)以上であること、若しくは、外部試験の結果等によりそれと同等程度以上の学力を有すると認められる者（括弧内は10段階評価）。

b) 国費による留学生として、派遣されることに明確な目的意識を持ち、派遣終了後は、当該経験を生かし、より長期の留学や国際社会で活躍しようとする高い志を有すると認められる者（小論文や面接等により確認すること）。

(vi) 支援金の対象となる費用の範囲等

ア 支援金の対象となる費用の範囲

対象となる費用の範囲は、以下に列記するものとする。

- (a) 国際航空運賃（1往復分）
  - (b) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）
  - (c) 受入国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）
  - (d) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用
  - (e) 査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用
  - (f) プログラムに必要な研修費、施設利用費等
  - (g) 海外傷害保険料
  - (h) 宿泊費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用
  - (i) 学校、地方公共団体又は民間団体が主催するプログラムについては、(a)～(h)の一部又は全部を含むプログラム参加費
- ※1 プログラム参加者となるための選考費用（受験料、受験会場までの交通費等）など、派遣が決定する前に生じる費用は対象外とする。
- ※2 派遣先での小遣い、通学交通費、部活遠征費、通信諸費用、食費、衣服代、事前語学研修費用等に係る費用については対象外とする。

イ 支援金の給付に必要な書類

支援金の給付に当たっては、派遣費用の支出を証する書類の提出を必ず求めること。また、学校、地方公共団体又は民間団体が主催するプログラムに参加して派遣される場合、プログラム参加費に含まれる費用の項目について内訳を証する書類の提出も併せて求めること。

ウ 支援金の対象となる生徒の派遣費用の支払時期

本事業は、都道府県が補助事業期間内に行った支援金の給付に対して補助する。この場合、生徒が平成29年度及び30年度に支払った派遣費用を対象とする。

エ その他

- (a) 本事業の補助対象となるのは、都道府県が1人6万円の支援金を支給する場合であり、「ア 支援金の対象となる派遣費用の範囲」に記した派遣費用の総額が6万円を下回る場合を除き、その額を減額した場合は補助対象外となる。
- (b) 本事業における支援金の給付を受ける者が、他の民間団体等が行う奨学金等の給付を受けても差し支えない。ただし、それら給付された奨学金等及び支援金の総額が、「ア 支援金の対象となる派遣費用の範囲」に記した派遣費用の総額を超える場合は、その超える額について、支援金の給付額を減額すること。
- (c) 留学支援金の支給対象者について、留学することが経済的に困難な家庭の生徒に対して特段配慮するなど、地域の実情に応じた制度設計にすることが望まれる。都道府県が一般歳入等からの予算措置により、支援金の額や給付対象人数を上積みすることは差し支えない。
- (d) 高校生の留学促進事業で支援金を支給された生徒は、再度、当該派遣事業の対象となることはできない。また、文部科学省が実施する「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プロ

グラム【高校生コース】～」により奨学金を受ける生徒等は、本事業の支給対象とすることができない。

## (2) グローバル人材育成の基盤形成事業

初等中等教育段階から多様な価値観に触れる機会を確保し、子供たちに国際的な視野を持たせ、自らが主体的に行動できるようなグローバル人材の基盤を形成する取組の推進を図るため、以下の取組を行う都道府県を支援する。

### ①「グローバル語り部」の派遣

かつての帰国生や留学経験者、海外勤務経験者、国際機関等の勤務経験者を留学フェア等や小・中・高等学校等へ派遣し、体験講話の機会を設けることで、子供たちの国際的視野の涵養を図る。また、都道府県内にコーディネーターを配置し、「グローバル語り部」の派遣に関する関係機関との調整や、留学に関する各種相談に応じる。

### ②留学フェア等の開催

中学生・高校生等を対象に、高校生留学等を推進するためのフェア等を各都道府県内で開催し、安心・安全な留学への関心を喚起し、留学への機運を醸成するとともに、留学後の進路を見据えた大学フォーラム、キャリアフォーラムを開催する。

#### 【留学フェア等のプログラム例】

- (i) 帰国生や留学経験者による体験講話
- (ii) 国際機関や民間企業における海外駐在経験者等による講演
- (iii) 地域の大学・高等学校等で受入れを行っている外国人留学生による母国のアピール
- (iv) 高校生の留学・交流を扱う民間団体や企業、各国大使館による生徒及び保護者向けの留学相談
- (v) 教育委員会による学校向けの留学相談（単位認定方法や留学中の身分の取扱いなど）
- (vi) 国際化に力を入れる大学による進学相談

なお、①②の取組における対象者・団体等の略歴等も事業計画書に添付すること。（事業計画書提出時に詳細が決定していない場合は、どのような者を予定しているか、添付書類に具体的に示すこと。）

## (3) 各事業を実施する際の留意事項

上記（1）、（2）の取組を実施する際は、各事業を効果的に活用し、地域全体の子供たちの異文化理解や海外への関心を高めるよう努めること。

#### 【各事業の活用例】

- (i) 高校生の留学促進事業を実施する際に、生徒・保護者への包括的な情報提供の場として留学フェア等を開催
- (ii) 高校生の留学促進支援事業、トビタテ！留学JAPANや都道府県の事業等により留学した生徒や、異文化理解ステップアップ事業で招致された外国



人高校生を「グローバル語り部」として学校や留学フェア等に派遣  
※ グローバル人材育成の基盤形成事業のうち、異文化理解ステップアップ  
事業は、実施団体、受入期間、受入先等が決定後、情報提供する予定。

#### 4. 事業規模（予算）及び採択件数（予定）

##### （1）高校生の留学促進事業

事業規模（予算）：91,728千円  
留学支援金 60千円（1人当たり）  
その他の経費 1,728千円  
採択予定件数：41件（1,500人分）

##### （2）グローバル人材育成の基盤形成事業（うち、「グローバル語り部」の派遣、 留学フェア等の開催）

事業規模（予算）：16,978千円  
① 「グローバル語り部」の派遣 9,646千円  
② 留学フェア等の開催 7,332千円  
採択予定件数：21件

※ 上記（1）及び（2）について、各都道府県からの申請人数及び金額の合計が事業規模を超えた場合は、6. 選定方法を踏まえ、予算の範囲内で加減調整し配分する。（各都道府県が実施を予定している取組の計画上の予算規模を基に、申請して差し支えない。）

#### 5. 申請書類の提出

（1）補助金の交付を受けようとする都道府県及び団体は、下記8. ②に示す期日までに、以下の資料を電子メールで提出すること。

- 事業計画書（別紙1）
- 予算内訳書（別紙2）
- 都道府県独自の高校生留学等支援事業一覧（様式1-3）
- その他必要と思われる資料（様式任意）

（2）高校生の留学促進事業については、上記（1）のほか、次の内容に留意すること。

本制度に基づき、生徒の派遣を計画し、支援金の支給を希望する学校の長は、所在する都道府県が別に定める書類のほか、次に掲げる申請書類を都道府県に提出すること。

- 平成30年度 高校生の留学促進事業プログラム計画書

（別紙様式1）

都道府県は、次に掲げる申請書類等を文部科学省に提出すること。

また、各学校から提出された書類について、3(2)②(iv)「評価の観点」に沿って確認を行い、優先順位等必要事項を付して、上記プログラム計画書(別紙様式1)と併せて、以下の書類を作成の上、文部科学省に提出すること。

○平成30年度 高校生の留学促進事業 申請学校一覧  
(様式1-1)

○平成30年度 高校生の留学促進事業 申請学校個票  
(様式1-2)

## 6. 選定方法等

(1) 提出された申請書類の内容について、書類審査を行う。また、交付の内定額については、予算の範囲内で、以下の観点から調整し、選定終了後、速やかに全ての申請者に審査結果(交付の内定)を通知する。

○申請状況、取組内容・事業経費内容

○各事業の効果的な活用状況

○都道府県における高校生の留学促進及び子供たちの国際的視野の涵養に関する独自の取組の状況及び本事業との連携や高校生留学促進施策に係る計画の策定

(2) 高校生の留学促進事業については、上記(1)に加え、都道府県が付した優先順位のほか、新規に派遣を行う学校や前年度と比較して派遣人数を増加して実施する学校について考慮の上、審査を行い、プログラムの採否及び支援金支給人数(予算の範囲内で調整する)を決定する。

なお、プログラムの採択を受けた学校の所属長は、以下の①及び②の報告書を派遣後1か月以内に都道府県教育委員会に提出すること。

①プログラム実施報告書：プログラムの実施結果に係る報告(別紙様式2)

②支給対象者修了報告書：派遣生の状況報告(別紙様式3)

(i 学習成果、ii 派遣先国の理解・印象について、  
iii 進路について、iv これから留学しようとする者へのアドバイス、v その他要望等)

上記②支給対象者修了報告書中、優良事例は、文部科学省のホームページ等で公表するほか、派遣後の生徒へのフォローアップ・進路状況等を調査する予定である。

なお、上記書類が未提出の場合、支援金の返還や次年度の採択を見送ることがあるので留意すること。

## 7. 補助金交付申請書の提出

交付の内定を受けた都道府県及び団体は、下記8.⑤に示す期日までに、交付の内定内容を踏まえた事業計画書、予算内訳書等及び補助金交付申請書を郵送で提出すること。

## 8. スケジュール及び提出先

申請書類は文部科学省から送付された様式(任意様式は除く)に従って作成す

ること。

各都道府県が別に定める提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても申請書類は受理しない。また、提出された書類は一切返却しない。

- ① 公募開始 : 平成30年1月12日 (金)
- ② 公募(事業計画書等)締切 : 平成30年2月23日 (金) 10:00 【電子メール】
- ③ 書類審査 : 平成30年2月下旬～3月上旬頃
- ④ 補助金交付の内定 : 平成30年3月下旬頃
- ⑤ 補助金交付申請書等締切 : 平成30年4月中旬頃
- ⑥ 補助金交付決定 : 平成30年5月下旬頃 (平成30年度予算が成立した場合)
- ⑦ 補助事業期間 : 平成30年5月下旬頃～平成30年3月31日

#### 【電子メールによる提出】

[kouryu@mext.go.jp](mailto:kouryu@mext.go.jp)

件名：都道府県番号【都道府県名】平成30年度高校生の留学促進事業等・事業計画書の提出

#### 【郵送による提出】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局国際教育課

(封筒等の表に朱書きで、「平成30年度高校生の留学促進事業等・交付申請書 在中」と記載)

## 9. その他留意事項

「海外渡航時の安全確保に関する緊急連絡体制構築等への協力依頼(通知)」(平成27年12月18日付生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知)でお知らせしているとおり、都道府県は、各学校に対して、事前の派遣先国に関する情報収集及び学校として、万が一のトラブルや事故の際にも迅速な対応ができるよう、緊急連絡体制を整備するよう指導するとともに、各都道府県内においても緊急連絡体制の整備を図ること。

海外派遣に関する安全情報の入手手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全担当)」の情報提供サービス等を活用すること。

なお、派遣先国の状況から安全な派遣が困難と認められる場合は、支援金の支給を見合わせることもある。

○外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全相談班)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関2-2-1(外務省庁舎内)

電話：03-3580-3311(内線2902、2903)

ホームページ：[http://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)

また、外務省では、海外に3か月未満の滞在を予定している邦人には外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録を呼びかけているので、都道府県において、これらの制度を積極的に周知、活用すること。

○たびレジホームページ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

## 10. その他

事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、国際文化交流促進費(高校生国際交流促進費)補助金交付要綱(平成19年4月2日文部科学大臣決定)、国際文化交流促進費(高校生国際交流促進費)補助金取扱要領(平成21年4月1日初等中等教育局長決定)、補助金交付決定通知、補助金交付申請書及び事業計画書等を遵守すること。

事務処理の都合上、申請内容(交付決定されたものを含む)について、文書等により照会をかけることがあるので、その際は適切且つ迅速に対応すること。

以上

平成30年度 高校生の留学促進事業 プログラム計画書

- 1 学校名 (都道府県名)
- 2 プログラム担当者 (職・氏名、連絡先電話番号)
- 3 派遣先国 (複数ある場合は全て記入する)
- 4 派遣人数 (生徒・引率教員)
- 5 派遣期間 (スケジュールは9として添付する)

6 プログラムの内容

(1) 目的・達成目標

--

(2) 派遣前の学習内容

--

(3) 現地での語学力向上のための取組

--

(4) 現地高校生等との交流計画

--

7 実施体制

(1) 実施に向けての生徒・保護者向け説明会、業者等との打合せの実施計画

--

(2) 現地での支援体制

--

(3) 危機管理体制

※現地緊急連絡網をA4版(タテ)で作成すること(任意様式)

--

(4) プログラム実施に携わる教職員の国際経験

--

8 フォローアップ・成果検証の実施

(1) 派遣生の派遣前と派遣後の効果測定や意識の変化の把握方法

--

(2) 派遣生と一般の生徒との比較調査、自己点検等の方法

--

(3) 実施報告会・シンポジウム等による校内はじめ域内学校等への発信方法

--

(4) 文部科学省が実施する各種調査への協力体制

※体制図をA4版(タテ)で作成すること(任意様式)

--

9 派遣スケジュール(行程表)

※A4版(タテ)で作成すること(任意様式)

10 派遣経費（生徒1人当たり）

円

（内訳）

費 目	金 額（円）	備 考
国際航空運賃（1往復分）		
自宅等から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）		
受入先国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）		
空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用		
査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用		
外国の正規の後期中等教育機関等に納入する研修費、施設利用費等		
海外傷害保険料		
寮費、ホームステイの場合、ホストファミリーに支払う費用		
支援対象経費 合計		
支援対象外経費 合計		
総 合 計		

※支援対象経費について、該当する費目にのみ金額を記入してください。

※支援対象外経費について、欄が足りない場合には、適宜追加してください。



## 平成○年度 高校生の留学促進事業 プログラム計画書 (記入例)

### 1 学校名 (都道府県名)

東京都立文部科学高等学校 (東京都)

### 2 プログラム担当者 (職・氏名、連絡先電話番号)

教諭・文科太郎 TEL 03-5253-4111

### 3 派遣先国 (複数ある場合は全て記入する)

オーストラリア

### 4 派遣人数 (生徒・引率教員)

21人 (生徒20人・引率教員1人)

### 5 派遣期間 (スケジュールは9として添付する)

平成○年7月23日(日)～8月20日(日) (29日間)

### 6 プログラムの内容

#### (1) 目的・達成目標

- ① 親元を離れた海外での生活・学習を通し、授業で身に付けた英語を実際に使用することにより、英語運用能力を向上させる。
- ② 現地高等学校への体験入学や現地校訪問等により、同世代の高校生らと交流し、異文化理解を深める。
- ③ 各自のテーマに基づき、現地でリサーチ (現地の行政機関、研究機関の訪問等を含む) を行い、プレゼン発表を行う。
- ④ 将来、国際社会の一員として、我が国と関わりの深い派遣先国との関係の在り方を考察する。

#### (2) 派遣前の学習内容

- ① 全体説明 2h ○月頃  
・派遣プログラムの概要についての説明
- ② 目標・課題設定 4h ○月頃
- ③ 派遣先国・地域研究 6h ○月頃  
・地理、歴史、文化等をテーマに調べ学習を行い、全体でプレゼン  
・学校が所在する (公財) ○○市国際交流協会から派遣先国出身のCIR (国際交流員) を招き、交流
- ④ 生活面での事前学習 2h ○月頃  
・現地生活の心構え・諸注意など

### (3) 現地での語学力・コミュニケーション能力向上のための取組

- ① 現地姉妹校において、英語研修（3日×2h）を受ける。
- ② 現地姉妹校へ体験入学し、英語による授業（3日×2h）を受ける。
- ③ 各自のテーマに基づき、現地でリサーチ（現地の行政機関、研究機関の訪問等を含む）を行い、プレゼン発表を行う。
- ④ 現地の大学等を訪問して交流し、異文化理解を深める。
- ⑤ 現地の一般家庭にホームステイさせ、日常的に英語で交流させる。

### (4) 現地高校生等との交流計画

- ① 現地高校生から歓迎会、送別会を受ける。（歓迎会3日目、送別会27日目）4h
- ② 現地の日本語学科を置く大学を訪問し、交流する。（24日目）8h
- ③ 現地の日本語学習に熱心な小学校を訪問し、交流する。（25日目）8h
- ④ 現地高校生と一緒に博物館、美術館を視察する。（26日目）8h

## 7 実施体制

### (1) 実施に向けての生徒・保護者向け説明会、業者等との打合せの実施計画

- ① 旅行業者の選定 ○月頃
- ② 派遣生の選考・内定 ○月頃
- ③ 生徒・保護者向け説明会開催（第1回） ○月頃
- ④ 研修旅行のしおり等作成 ○月頃
- ⑤ 生徒・保護者向け説明会開催（第2回） ○月頃

### (2) 現地での支援体制

- ① 引率教員は、派遣生と一緒に授業を受け、必要な学習指導（補講）を定期的に行う。
- ② 引率教員は、生活面の指導を含め、派遣生の体調管理・メンタルヘルス等を随時実施する。
- ③ 引率教員は、生徒のリサーチ活動が円滑に進むよう、訪問先との連携を密に行う。

### (3) 危機管理体制

※現地緊急連絡網をA4版（タテ）で作成すること（任意様式）

- ① 健康診断の実施
  - ・出発前に学校医による健康診断を実施する。
  - ・必要に応じ、予防接種・抗体確認の調査を行う。
  - ・現地医療機関への情報提供を目的に英文による健診結果を作成し、派遣時に手交する。
- ② 現地緊急連絡網の作成（別紙）
- ③ 派遣先国等の安全状況等の把握・確認
  - ・現地担当者を含む旅行業者と連携し、安全状況等を把握する。
- ④ その他安全のための準備
  - ・日本大使館との連携、緊急医療体制の整備、防火・避難体制の整備など

#### (4) プログラム実施に携わる教職員の国際経験

- ① 引率教員は、学生時代〇年間の留学経験があり、英検〇級、TOEFL〇点、TOEIC〇点の成績を有している。
- ② 学校として、当該派遣プログラムを過去5年間継続して実施しており、いずれも当該教員が引率している。

### 8 フォローアップ・成果検証の実施

#### (1) 派遣生の派遣前と派遣後の効果測定や意識の変化の把握方法

- 派遣前と後で、外部試験（TOEFL、英検準2級）を受験させるとともに進路に関する意識調査を実施する。
- 英語スピーチコンテスト、英語ディベート大会等の各種大会に参加させる。

#### (2) 派遣生と一般の生徒との比較調査、自己点検等の方法

- 上記外部試験及び意識調査を一般の生徒にも実施して、比較分析する。

#### (3) 実施報告会・シンポジウム等による校内はじめ域内学校等への発信方法

- ① 感想・報告文の作成 3h 〇月頃
- ② 成果発表会 5h 〇月頃  
・校内の文化的行事及び都道府県主催の留学フェアにおいて体験談を報告する。

#### (4) 文部科学省が実施する各種調査への協力体制

※体制図をA4版（タテ）で作成すること（任意様式）

- 校内に国際交流推進委員会（委員長：校長）を設置して、本事業を含む学校の国際化のための取組を組織的に行う。（体制図は別紙）

### 9 派遣スケジュール（行程表）

※A4版（タテ）で作成すること（任意様式）

10 派遣経費（生徒1人当たり）

〇〇〇, 〇〇〇円

（内訳）

費 目	金 額（円）	備 考
国際航空運賃（1往復分）		
自宅等から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）		
受入先国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）		
空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用		
査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用		
外国の正規の後期中等教育機関等に納入する研修費、施設利用費等		
海外傷害保険料		
寮費、ホームステイの場合、ホストファミリーに支払う費用		
支援対象経費 合計		
支援対象外経費 合計		
総 合 計		

※支援対象経費について、該当する費目にのみ金額を記入してください。

※支援対象外経費について、欄が足りない場合には、適宜追加してください。

## 派遣スケジュール・行程表（例）

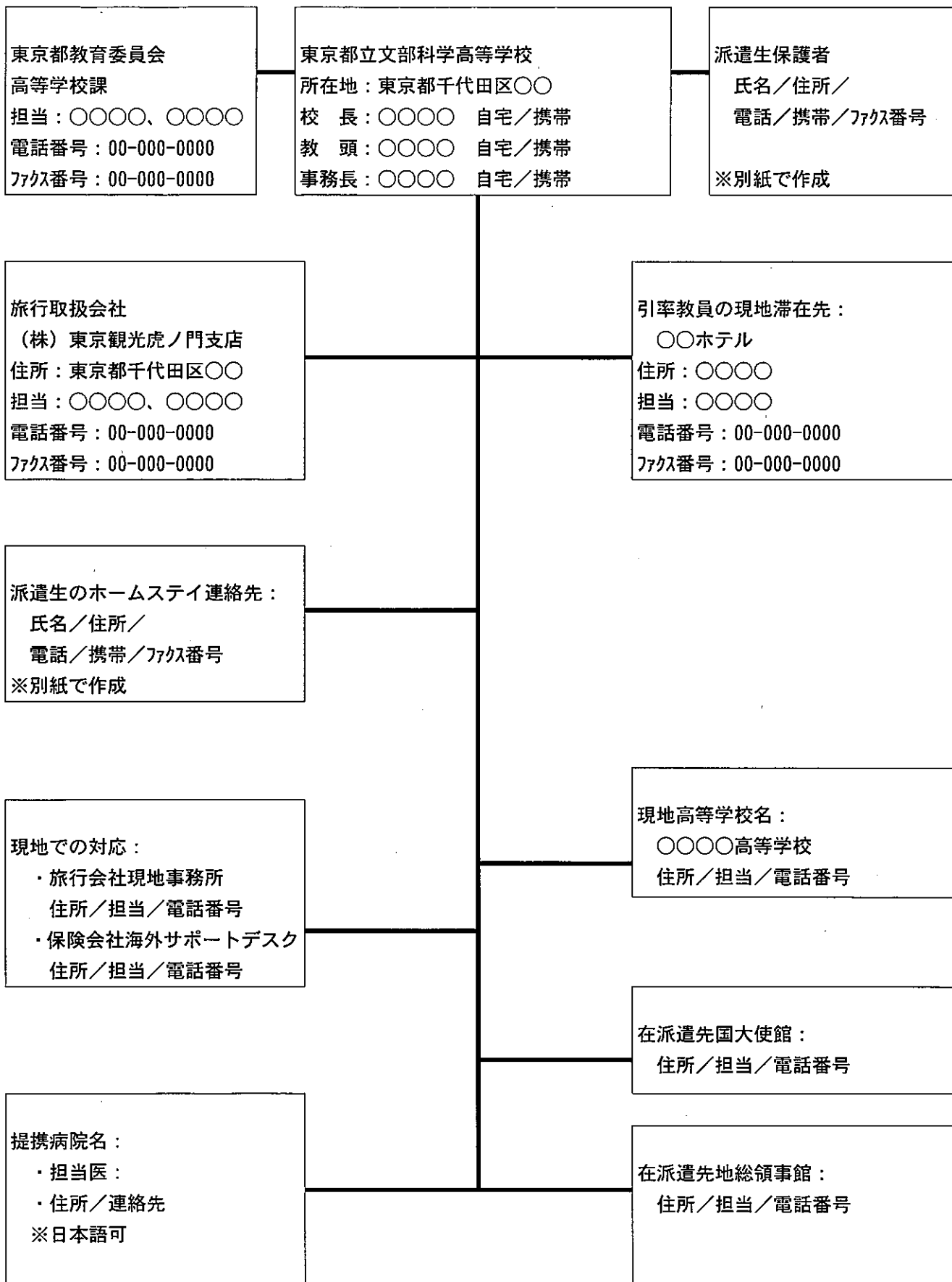
1. 日 程 : 7月23日～8月20日（29日間。うち海外滞在27日間、海外学習20日間）

2. 場 所 : オーストラリア（滞在都市●●●）

日数	日 程	都市名等	交通機関	内 容
1	7月23日 (日)	〇〇駅 □□駅 △△空港	のぞみ〇〇号 ×××□□号 JAL123便	〇〇駅集合。新幹線で□□へ ×××□□号に乗り換え (午後) △△空港発
2	24日(月)	●●●	専用バス	専用バスで研修場所へ移動。ホストファミリーと対面
3	25日(火)	●●●		(午前) オリエンテーション (午後) 歓迎会
4	26日(水)	●●●		(午前) 英語研修 (午後) 高校授業体験
5	27日(木)	●●●		(午前) 英語研修 (午後) 高校授業体験
6	28日(金)	●●●		(午前) 英語研修 (午後) 高校授業体験
7	29・30日 (土日)	●●●		自由行動 (ホストファミリーと一緒に過ごす)
9	31日(月)	●●●		学校又は個人が設定したテーマに基づき、 現地リサーチ（現地行政機関や研究機関等の 訪問等を含む）を行い、リサーチ指導やプレ ゼン指導を受ける
10	1日(火)	●●●		
11	2日(水)	●●●		
12	3日(木)	●●●		
13	4日(金)	●●●		
14	5・6日 (土日)	●●●		自由行動 (ホストファミリーと一緒に過ごす)

日数	日 程	都市名等	交通機関	内 容
16	8月7日 (月)	●●●		リサーチ及びまとめ
17	8日(火)	●●●		
18	9日(水)	●●●		
19	10日(木)	●●●		発表準備
20	11日(金)	●●●		プレゼンテーション発表
21 22	12・13日 (土日)	●●●		自由行動 (ホストファミリーと一緒に過ごす)
23	14日(月)	●●●		交流のための事前学習・準備
24	15日(火)	●●●		現地の大学を訪問して交流
25	16日(水)	●●●		現地の小学校を訪問して交流
26	17日(木)	●●●		現地高校生と博物館・美術館鑑賞
27	18日(金)	●●●		(午前) 帰国準備 (午後) 送別会
28	19日(土)	●●●		(午前) ●●空港発
29	20日(日)	△△空港 □□駅 ○○駅	JAL321 便 ×××□□号 のぞみ○○号	(午前) △△空港着 ×××□□号に乗り換え □□駅から新幹線で○○へ移動。解散

# 現地緊急連絡網（例）



# 国際交流推進委員会（例）

